

農作物等における雪害防止対策の徹底について

降雪期を迎え、雪害を防止するため、以下のことに留意して雪害を防止しましょう。

除雪作業を行う場合は（全般的）

- 屋根等の高所で除雪作業を行う場合は、はしごをしっかりと固定し、命綱をつけて作業を行う。また、作業は午前中に行うようにし、雪の緩みに注意する。軒下で作業する場合は、落雪に注意し、ヘルメットや帽子をかぶる。
- 除雪機を使う場合は、ローターに巻き込まれないよう服装に注意し、点検・調整等は必ずエンジンを止めて行う。
- 作業小屋等の軒下で作業する場合は、落雪に注意する。



～積雪前に～

- 農業用施設では** ●冬季に使用しないビニールハウスでは、あらかじめビニールを取り除く。
●必要に応じて支柱や筋交い等により施設を補強し、破損箇所を補修して強度を高める。
- 畜産では** ●輸送事情等の悪化により給与飼料が不足しないよう、一定量の備蓄を確保する。

～積雪期の対応～

- 農業用施設では** ●屋根の積雪は、屋根上及び側面を中心にできるだけ早く除雪し、特に日照や風により屋根の北側または風下側にかたよって積もらないようにする。
●被覆していないハウスもジョイント部分等への着雪による倒壊の恐れがあるので、適宜雪を落とす。
- 畜産では** ●早め早めの雪おろしと畜舎周辺の除排雪に努め、水道管の凍結防止対策を講ずる。
●畜舎内の低温環境下による生産効率の低下を抑えるため、幼畜に対しては生育段階に適した保温に努め、換気に留意する。

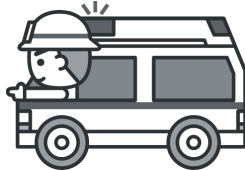
【お問い合わせ先】 藤里町農林課 農業振興係 ☎79-2114

冬道の消防車等の緊急走行に対する ご理解とご協力を！

降雪期を迎え道路の凍結や積雪又は除雪による交通障害が心配されます。消防車等の緊急自動車は一般車両の協力を得てこそスムーズに走行することができます。

119通報を受けた消防車や救急車などは、災害現場へ一刻も早く到着し、いち早く消火活動や傷病者へ救命処置をし医療機関へ搬送するために、道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して走行することや赤信号の交差点に進入できるなど、一般車両には認められていない優先走行権が道路交通法で認められています。

自動車等を運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、進路を譲っていただき一刻も早く災害現場に到着できるようご協力をお願いします。



道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。

○交差点又はその付近の場合（第40条1項）

交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側）に寄って一時停止しなければならない。

○交差点以外の場合（第40条2項）

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。

【お問い合わせ先】 二ツ井消防署 藤里分署 ☎79-1119